

第6 法人の参考情報

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展を図るため、運営費交付金、施設整備費、研究費などの財政支援を行うことや国立大学法人等の健全かつ安定的な運営を支援することは国の責務である。

このため、独立行政法人国立大学財務・経営センターは、融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化することとし、多様かつ安定的な財源確保を行い国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の貸付及び交付等、並びにこれらに密接に関連する国立大学法人等の財務経営に関する調査、研究、助言等を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実及び健全かつ安定的な運営の確保を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

上記の役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化等に関する事項

1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。

また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業

務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

- 3 運営費交付金を充当して行う業務について業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、受益者負担の範囲内で行われる大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。

- 4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

- 5 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

- 1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

世界に通用する国立大学法人等として発展を図る上で、その基盤である施設等の教育研究環境の充実は極めて重要であり、また、これらと教育研究は有機的連携を持って初めて大学等として持つ本来の機能が発揮できる。

今後とも、効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言を行う。

- 2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備

等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、これらの業務に密接に関連する高等教育に係る財政についての調査研究を行うとともに、国立大学法人等のマネージメント・システムとその運用に関する調査研究、国立大学法人等の財務・経営に関する資料の収集分析を実施する。

また、研究の実施により生じた成果については、国立大学法人等へ広く普及を図る。

4 財務・経営に関する情報提供等

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を次のとおり実施する。

なお、支援事業の実施に際しては、国立大学法人等が求めるニーズを的確に把握し、企画を行う。

① 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物、説明会・シンポジウム、講演会などを通してマネージメントに関する情報提供を積極的に行う。

② 国立大学法人等の財務・経営に関し協力・助言を行う。

③ 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の展開に資するため、センターが管理する大学共同利用施設の有効利用に努める。

施設の有効活用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

なお、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、必

要な経過措置を講ずる。

- ④ 国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行うとともに、その協力を得て、必要に応じて改善を図る。

5 国から承継した財産等の処理

- ① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。
- ② 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

- 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

V その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。

- ① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。
- ② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。
- ③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

- ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。
特に、国立大学法人の基盤的教育研究経費の水準及び授業料の在り方について、国際比較や国内の実証的データの分析等に基づく調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。
- ② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。
特に、持続可能な高等教育財政の確立に資するため、大学に対する予算及びファンディングシステムに関する調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集、国立大学法人の特性に応じた比較及び時系列分析を行う。
- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。
- ⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。

4 財務・経営に関する情報提供等

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を実施する。

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。
- ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、

その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

(3) 大学共同利用施設の管理運営

- ① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。

ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実

ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供

エ) 業務の外部委託の促進

- ② 施設の設置目的を考慮しつつ、平成16年度から平成19年度における5割の稼働率を踏まえ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。

- ③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。

- ④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等の協力を得て、毎年度必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。

5 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

- ① 広島大学本部地区跡地
地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。
- ② 東京大学生産技術研究所跡地
独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸付を継続しつつ、売却を進める。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 期間全体に係る予算 別紙1のとおり

2 期間全体に係る収支計画 別紙2のとおり

3 期間全体に係る資金計画 別紙3のとおり

4 自己収入の確保

大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

5 人件費の削減

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
101億円とする。

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

- 1 調査研究の充実
- 2 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画

- (1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
 - ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

- (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

- (参考1)

- ① 期初の常勤職員数 26人
 - ② 期末の常勤職員数見込み 26人

- (参考2)

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,193百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25
長期借入金 償 還 金	74,973	74,368	75,947	75,674	75,410

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	376,372	817,424	1,193,796

平成21年度～平成25年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	2, 293
産学協力事業収入	459
雑収入	8
計	2, 761
支 出	
業務経費	1, 354
センター事業費(退職手当を除く)	1, 352
うち 人件費(退職手当を除く)	843
物件費	509
退職手当	2
一般管理費	948
一般管理費(退職手当を除く)	940
うち 人件費(退職手当を除く)	450
物件費	490
退職手当	8
産学協力事業費	459
計	2, 761

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	307, 900
長期貸付金等回収金	391, 904
長期貸付金等受取利息	101, 022
財産処分収入	46, 800
財産賃貸収入	1, 930
財産処分収入納付金	7, 071
有価証券利息	14
計	856, 641
支 出	
施設費貸付事業費	303, 450
施設費交付事業費	51, 855
長期借入金等償還	396, 372
長期借入金等支払利息	98, 513
公租公課等	407
債券発行諸費	95
債券利息	2, 413
計	853, 104

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	2, 293
産学協力事業収入	459
長期借入金等	307, 900
長期貸付金等回収金	391, 904
長期貸付金等受取利息	101, 022
財産処分収入	46, 800
財産賃貸収入	1, 930
財産処分収入納付金	7, 071
有価証券利息	14
雑収入	8
計	859, 402
支 出	
業務経費	1, 354
センター事業費(退職手当を除く)	1, 352
うち 人件費(退職手当を除く)	843
物件費	509
退職手当	2
一般管理費	948
一般管理費(退職手当を除く)	940
うち 人件費(退職手当を除く)	450
物件費	490
退職手当	8
産学協力事業費	459
施設費貸付事業費	303, 450
施設費交付事業費	51, 855
長期借入金等償還	396, 372
長期借入金等支払利息	98, 513
公租公課等	407
債券発行諸費	95
債券利息	2, 413
計	855, 865

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積もり]

期間総額 1, 193百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{(C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1(\text{係数}) + Tc(y)\} + \{(R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) + Tr(y)\} + \varepsilon(y) - B(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$$C(y) = Pc(y-1) \times \sigma(\text{係数}) + E(y-1) \times \beta(\text{係数}) + Tc(y)$$

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y)$$

$$= \{(Pr(y-1) \times \gamma(\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma(\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y)\}$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Tr(y)：当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y)：当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

ε (y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$ ：一般管理効率化係数。△3%とする。

$\alpha 2$ ：事業効率化係数。△1%とする。

β ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

γ ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0%。

平成21年度～平成25年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	3,081
業務費	1,813
センター事業費	1,354
産学協力事業費	459
一般管理費	948
減価償却費	320
収益の部	
運営費交付金収益	2,293
共同利用施設貸付料収入	459
資産見返負債戻入	285
雑益	8
純損失	35
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	166,163
業務費	166,068
施設費交付事業費	51,855
支払利息	100,034
処分用資産売却原価	13,772
その他の業務経費	407
財務費用	95
収益の部	
処分用資産賃貸収入	1,930
処分用資産売却収入	46,800
施設費交付金収益	7,071
受取利息	100,130
財務収益	1
純損失	10,231
国立大学財務・経営センター法	
第15条積立金取崩額	11,284
総利益	1,053

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
経常費用	169,244
業務費	167,881
センター事業費	1,354
産学協力事業費	459
施設費交付事業費	51,855
支払利息	100,034
処分用資産売却原価	13,772
その他の業務経費	407
一般管理費	948
減価償却費	320
財務費用	95
収益の部	
運営費交付金収益	2,293
共同利用施設貸付料収入	459
処分用資産賃貸収入	1,930
処分用資産売却収入	46,800
施設費交付金収益	7,071
受取利息	100,130
資産見返負債戻入	285
財務収益	1
雑益	8
純損失	10,266
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	11,284
総利益	1,053

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度～平成25年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	2,769
業務活動による支出	2,761
次期中期目標期間への繰越金	8
資金収入	2,769
業務活動による収入	2,761
運営費交付金による収入	2,293
産学協力事業による収入	459
その他の収入	8
前期中期目標期間よりの繰越金	8

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	860,009
業務活動による支出	456,637
投資活動による支出	7,000
財務活動による支出	396,372
資金収入	867,546
業務活動による収入	548,727
承継債務負担金債権の回収による収入	292,260
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	66,139
施設費貸付金の回収による収入	99,644
施設費貸付金に係る利息の受取額	34,884
処分用資産の売却による収入	46,800
処分用資産の貸付による収入	1,930
施設費交付金の納付による収入	7,071
投資活動による収入	11,014
財務活動による収入	307,805

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	862,779
業務活動による支出	459,398
投資活動による支出	7,000
財務活動による支出	396,372
次期中期目標期間への繰越金	8
資金収入	870,316
業務活動による収入	551,488
運営費交付金による収入	2,293
産学協力事業による収入	459
承継債務負担金債権の回収による収入	292,260
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	66,139
施設費貸付金の回収による収入	99,644
施設費貸付金に係る利息の受取額	34,884
処分用資産の売却による収入	46,800
処分用資産の貸付による収入	1,930
施設費交付金の納付による収入	7,071
その他の収入	8
投資活動による収入	11,014
財務活動による収入	307,805
前期中期目標期間よりの繰越金	8

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの年度計画（平成21年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

3 センターと独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合に向けた、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き公表する。

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。

- ① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。
- ② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。
- ③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。
特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を実施する。また、国立大学の組織・運営や財務管理等について、学長らを対象に実施したアンケート調査結果の詳細分析をとりまとめ、中間報告を行う。
- ② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。また、各国の大学の設置形態について比較研究を行う。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成20年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去5年間の時系列比較分析を行う。
- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。
- ⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

4 財務・経営に関する情報提供等

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を実施する。

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックに

ついて、必要に応じて改善を図る。

- ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

(3) 大学共同利用施設の管理運営

- ① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。

ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実

ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供

エ) 業務の外部委託の促進

- ② 施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。
- ③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。
- ④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行う。また、国立大学法人等の協力を得て、これに必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。

5 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。

なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 平成21年度に係る予算 別紙1のとおり

2 平成21年度に係る収支計画 別紙2のとおり

3 平成21年度に係る資金計画 別紙3のとおり

4 自己収入の確保

大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

5 人件費の削減

平成21年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて4%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、

賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

101億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

1 調査研究の充実

2 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（1）方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

平成21年度の常勤職員数 26人

(参考2)

平成21年度の人件費総額見込み 242百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

平成21年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	482
産学協力事業収入	79
雑収入	2
計	563
支 出	
業務経費	276
センター事業費(退職手当を除く)	276
うち 人件費(退職手当を除く)	172
物件費	104
退職手当	—
一般管理費	208
一般管理費(退職手当を除く)	200
うち 人件費(退職手当を除く)	96
物件費	104
退職手当	8
産学協力事業費	79
計	563

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	59,500
長期貸付金等回収金	76,732
長期貸付金等受取利息	22,608
財産処分収入	6,800
財産賃貸収入	621
財産処分収入納付金	7,071
有価証券利息	14
計	173,347
支 出	
施設費貸付事業費	61,274
施設費交付事業費	11,302
長期借入金等償還	74,973
長期借入金等支払利息	22,306
公租公課等	136
債券発行諸費	13
債券利息	289
計	170,294

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	482
産学協力事業収入	79
長期借入金等	59,500
長期貸付金等回収金	76,732
長期貸付金等受取利息	22,608
財産処分収入	6,800
財産賃貸収入	621
財産処分収入納付金	7,071
有価証券利息	14
雑収入	2
計	173,910
支 出	
業務経費	276
センター事業費(退職手当を除く)	276
うち 人件費(退職手当を除く)	172
物件費	104
退職手当	—
一般管理費	208
一般管理費(退職手当を除く)	200
うち 人件費(退職手当を除く)	96
物件費	104
退職手当	8
産学協力事業費	79
施設費貸付事業費	61,274
施設費交付事業費	11,302
長期借入金等償還	74,973
長期借入金等支払利息	22,306
公租公課等	136
債券発行諸費	13
債券利息	289
計	170,857

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	675
業務費	355
センター事業費	276
産学協力事業費	79
一般管理費	208
減価償却費	111
収益の部	
運営費交付金収益	482
共同利用施設貸付料収入	79
資産見返負債戻入	95
雑益	2
純損失	16
前中期目標期間繰越積立金取崩額	16
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	35,869
業務費	35,855
施設費交付事業費	11,302
支払利息	22,415
処分用資産売却原価	2,003
その他の業務経費	136
財務費用	13
収益の部	
処分用資産賃貸収入	621
処分用資産売却収入	6,800
施設費交付金収益	7,071
受取利息	22,428
財務収益	1
純利益	1,053
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—
総利益	1,053

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	36,543
業務費	36,210
センター事業費	276
産学協力事業費	79
施設費交付事業費	11,302
支払利息	22,415
処分用資産売却原価	2,003
その他の業務経費	136
一般管理費	208
減価償却費	111
財務費用	13
収益の部	
運営費交付金収益	482
共同利用施設貸付料収入	79
処分用資産賃貸収入	621
処分用資産売却収入	6,800
施設費交付金収益	7,071
受取利息	22,428
資産見返負債戻入	95
財務収益	1
雑益	2
純利益	1,036
前中期目標期間繰越積立金取崩額	16
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—
総利益	1,053

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	563
業務活動による支出	563
資金収入	571
業務活動による収入	563
運営費交付金による収入	482
産学協力事業による収入	79
その他の収入	2
前期中期目標期間よりの繰越金	8

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	177,281
業務活動による支出	95,308
投資活動による支出	7,000
財務活動による支出	74,973
資金収入	177,334
業務活動による収入	113,833
承継債務負担金債権の回収による収入	66,181
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	17,366
施設費貸付金の回収による収入	10,551
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,243
処分用資産の売却による収入	6,800
処分用資産の貸付による収入	621
施設費交付金の納付による収入	7,071
投資活動による収入	4,014
財務活動による収入	59,487

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	177,844
業務活動による支出	95,871
投資活動による支出	7,000
財務活動による支出	74,973
資金収入	177,905
業務活動による収入	114,396
運営費交付金による収入	482
産学協力事業による収入	79
承継債務負担金債権の回収による収入	66,181
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	17,366
施設費貸付金の回収による収入	10,551
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,243
処分用資産の売却による収入	6,800
処分用資産の貸付による収入	621
施設費交付金の納付による収入	7,071
その他の収入	2
投資活動による収入	4,014
財務活動による収入	59,487
前期中期目標期間よりの繰越金	8

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

主な関係法令ホームページアドレス

1. 独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

<http://www.kantei.go.jp/jp/cyuo-syocho/990427honbu/houjin1-h.html> に掲載されておりますので、ご参照ください。

2. 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年七月十六日法律第百十五号）

<http://www.zam.go.jp/g00/g0000100.htm> に掲載されておりますので、ご参照ください。

3. 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/03042401/03091701/002.pdf に掲載されておりますので、ご参照ください。